

令和7年集団指導

(介護予防)訪問入浴介護

◎運営基準にかかる指摘事項

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課

◎運営基準にかかる指摘事項

①指摘事項

- ・ サービス提供記録について、具体的なサービス内容の記載が少ない。

②関係基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第19条

③改善策

- ・ サービスを提供した際は、当該指定訪問入浴介護の提供日、日々の様子も含めた具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録すること。
- ・ サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付等により、その情報を利用者に対して提供すること。

◎運営基準にかかる指摘事項

①指摘事項

- ・業務継続計画に従い必要な研修及び訓練を実施していることが客観的に確認できなかった。
- ・業務継続計画が定期的に見直されていないことが確認された。

②関係基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第30条の2

③改善策

- ・必要な研修及び訓練を実施したことが客観的に見て分かるように記録を残すこと。
- ・研修や訓練から見えた課題を解消するよう定期的に業務継続計画の見直し、必要に応じて変更を行うこと。

◎運営基準にかかる指摘事項

①指摘事項

- ・感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会がおおむね6月に1回以上開催されていないことが確認された。
- ・委員会の結果について、訪問介護の提供に当たる従業員へ周知されていることが確認できなかった。

②関係基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第31条

③改善策

- ・委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について、訪問入浴介護の提供に当たる従業員へ周知徹底を図ること。

◎運営基準にかかる指摘事項

①指摘事項

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の結果について、訪問入浴介護の提供に当たる従業者へ周知されていることが確認できなかった。
- ・虐待の発生・再発防止のための措置を適切に実施するための担当者を置いていることが分からなかった。

②関係基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第37条の2

③改善策

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の結果について、訪問入浴介護の提供に当たる従業者へ周知徹底されていることが客観的に見て分かるようにすること。
- ・虐待の発生・再発防止のための措置を適切に実施するための担当者を置いていることが客観的に見て分かるようにすること。